

監査 第 6 5 号

令和元年 8 月 9 日

鹿児島市長 森 博 幸 殿

鹿児島市監査委員	内	山	薫
同	小	迫	義 仁
同	仮	屋	秀 一
同	菌	田	裕 之

平成 3 0 年度決算に基づく鹿児島市健全化判断比率等の審査
意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び同法第 2 2 条第 1 項の規定により、審査に付された平成 3 0 年度決算に基づく鹿児島市健全化判断比率及び公営企業会計に係る資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、次のとおり意見を決定したので、鹿児島市監査委員条例第 1 2 条の規定に基づき提出します。

平成30年度決算に基づく鹿児島市健全化判断 比率等の審査意見

第1 審査の対象

平成30年度決算に基づく鹿児島市健全化判断比率及び公営企業会計に係る資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和元年7月19日から同年8月9日まで

第3 審査の方法

平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業会計に係る資金不足比率の算定が、関係法令に基づき適正に行われているか、また、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかについて、関係部局から提出された資料と照合点検するとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により審査を実施した。

第4 審査の結果

健全化判断比率及び資金不足比率の算定並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認めた。

第5 ま と め

1 健全化判断比率

区 分	平成30年度	平成29年度	早期健全化 基 準	財 政 再 生 基 準
実質赤字比率	—	—	11.25%	20.00%
連結実質赤字比率	—	—	16.25%	30.00%
実質公債費比率	2.3%	2.7%	25.0%	35.0%
将来負担比率	23.9%	21.0%	350.0%	

※「—」表記は、実質赤字額及び連結実質赤字額が生じていないため、比率が算定されないことを表している。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額及び連結実質赤字額が生じていないことから、各比率は算定されない。

実質公債費比率については2.3%で、前年度に比べ0.4ポイント低くなっており、早期健全化基準の25.0%を下回っている。

将来負担比率については23.9%で、前年度に比べ2.9ポイント高くなっているものの、早期健全化基準の350.0%を下回っている。

引き続き健全な財政の維持に努められたい。

2 資金不足比率

区 分	平成30年度	平成29年度	経営健全化基準
病院事業特別会計	—	—	20.0%
交通事業特別会計	—	—	
水道事業特別会計	—	—	
工業用水道事業特別会計	—	—	
公共下水道事業特別会計	—	—	
船舶事業特別会計	—	—	
中央卸売市場特別会計	—	—	
桜島観光施設特別会計	—	—	

※「—」表記は、資金の不足額が生じていないため、比率が算定されないことを表している。

当年度も前年度に引き続き、すべての公営企業会計において資金の不足額が生じていないことから、資金不足比率は算定されない。

今後とも、健全な経営の維持に努められたい。